

(様式)

平成29年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	教育部生涯学習課							
予 算 科 目	款	項	目	大事業	大事業名称			
	10	04	01	002	社会教育総務費			
	中事業	中事業名称			節 細節 細々節 細々節名称			
	05	文化協会活動支援事業			19 03 01 生涯学習活動費補助金（文化協会）			
補助金等の名称	生涯学習活動費補助金（文化協会）							
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他	交付開始年度	昭和40	年度
補助金等の形態	個人補助		事業補助	○	団体運営補助		その他	
支出先名称	特定非営利活動法人 東久留米市文化協会							
会 計 年 度	(予算・決算) 額	財源内訳						
		特定財源			一般財源			
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源		
29年度	900							900
28年度	900							900
根拠法令等（名称及び条文の抜粋）								
法 令 等								
市条例・要綱等	東久留米市生涯学習活動費補助金交付要綱（単年度要綱）							
目的及び効果	市民の文化向上と情操教育の育成及び市民相互の親睦を図るため							

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している（注）	はい	○	いいえ	
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である（注）	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いとしている。

3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解	本補助事業は、市民の文化向上と情操教育の育成等の事業を実施している東久留米市文化協会に対するものであり、市が推進する市民の文化振興に寄与しているため、引き続き継続する必要がある。また、補助金は文化協会を通じて各種文化事業の推進に寄与する団体の育成支援等に活用されており、業務委託の対象となるものではない。
30年度以降の方向性	将来的には自己財源のみで事業実施等できるよう、独立を目指してもらった必要があるが、現状では自己財源のみで運営できるまでの状況には至っておらず、引き続き支援が必要である。